

概要版

葛城市
第5期障がい福祉計画
及び第1期障がい児福祉計画

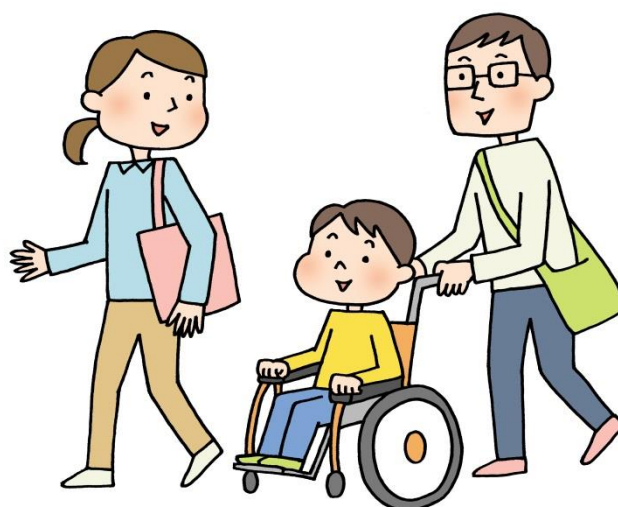


平成30年3月

葛城市

計画策定の趣旨

国においては、平成 28 年 4 月より不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供等について示した「障害者差別解消法」及び「改正障害者雇用促進法」が施行されています。県においても、平成 28 年 4 月に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が施行され、障がいを理由とする差別の禁止と理解の促進について決めました。また、平成 28 年 8 月には「発達障害者支援法」が改正されたほか、平成 30 年 4 月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されます。



こうした社会の変化を踏まえ、これまで本市が進めてきた共生社会の実現をより一層推し進めるために、平成 29 年度までを計画期間とする『第 4 期葛城市障がい福祉計画』を見直すとともに、児童福祉法改正に伴い、障がい児福祉サービスの効果的な推進をめざすため、『葛城市第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画（以下、本計画という。）』を策定します。

本計画では、障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者、高次脳機能障がい者を含む）、難病患者等とし、その家族や地域社会への働きかけをも含んだ施策を推進します。

計画の位置づけ

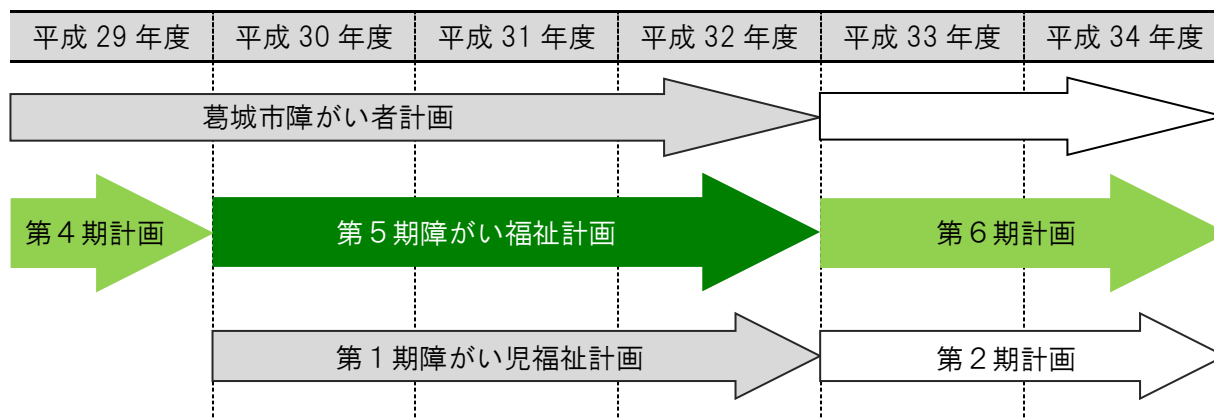
本計画では、国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」や、県の「奈良県障害者基本計画」等を踏まえるとともに、本市の最上位計画である「葛城市第二次総合計画」をはじめ、各種個別計画との整合を図り、策定します。



計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間



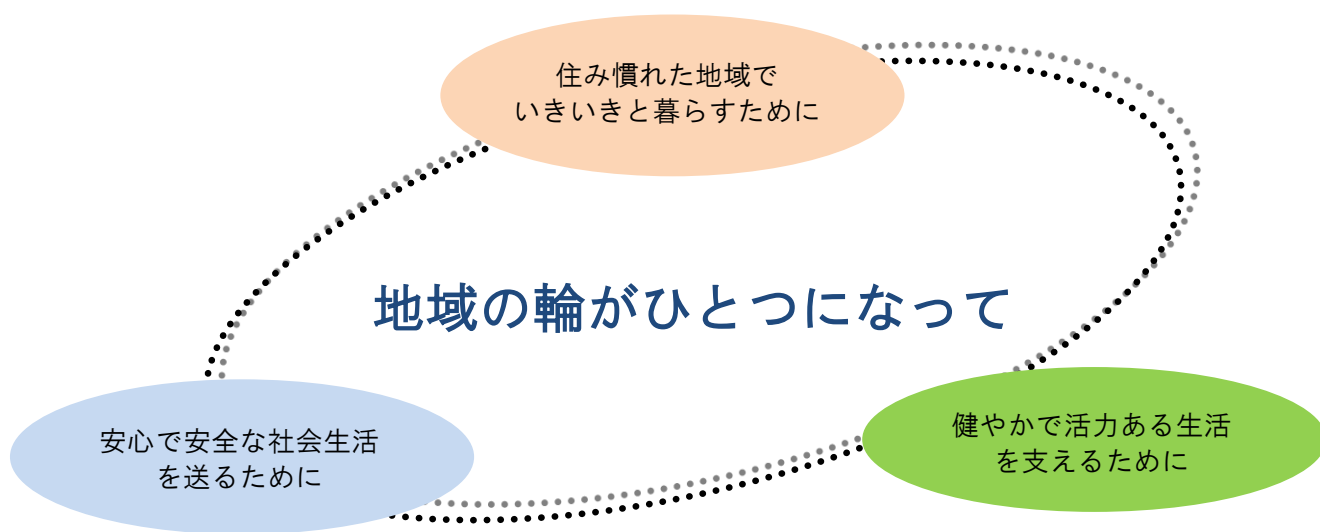
計画に踏まえるべきポイント

市町村障がい福祉計画は、国が定める「基本指針」に即して策定するものとされています。新たに盛り込まれた事項、または拡充された事項は次の通りとなっています。

- (1) 地域における生活の維持及び継続の推進
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 就労定着に向けた支援
- (4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- (5) 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- (6) 発達障がい者支援の一層の充実

計画の基本理念

障がい者計画は、平成32年度までを計画期間とし、第4期障がい福祉計画と同時に策定されました。本計画は、障がい者計画における後期計画としての位置づけであり、上位計画である障がい者計画を引き継ぐものです。本市ではこれまで市民一人ひとりの支えあいや助けあいにより合理的配慮の実践を広げ、障がいの有無にかかわらず、だれもが誇りと尊厳を持ち、社会を構成する一員として、一人ひとりが大切にされ、ともに生きる社会の実現をめざしてきました。今後も上記の社会の実現をめざすために、『地域の輪がひとつになって』を本計画の基本理念として、引き続き障がい福祉施策を推進していきます。



第5期障がい福祉計画

国の基本指針を踏まえ、平成32年度までの数値目標を設定します。

①福祉施設から地域生活への移行促進（継続）

【国の指針】	【本市の目標】
施設入所者の 9% 以上を 地域生活へ移行（平成28年度比）	29人の施設入所者のうち、 3人（10.3%） の施設入所者を 地域生活へ移行することを目指します。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目見直し）

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や事業所による努力だけでは限界があり、市を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を構築していくことが求められています。

【国の指針】	【本市の目標】
すべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 ※複数市町村による共同設置可	中和地区3市1町障がい者自立支援協議会にて、圏域内整備に向けた協議を行います。

③地域生活支援拠点等の整備（継続）

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた「地域生活支援拠点」の設置が求められています。

【国の指針】	【本市の目標】
各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備	中和地区3市1町障がい者自立支援協議会にて、圏域内整備に向けた協議を行います。

④福祉施設から一般就労への移行（拡充）

【国の指針】	【本市の目標】
平成28年度実績の 1.5倍以上 が福祉施設から一般就労へ移行	平成28年4月に本市で初めて就労移行支援事業所が1箇所設立されました。平成32年度末までには利用者が一般就労へ移行することを目指します。
就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末から 2割以上 増加	平成28年度実績の7人から平成32年度末には 9人（+約3割） に増加することを目指します。
就労移行率が3割以上の事業所数を 全体の5割以上 とする	本市の就労移行支援事業所の就労移行率の向上に向けた働きかけに努めます。
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を 8割以上 とする	就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすることを目指します。

⑤障がい福祉サービス

訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス及び相談支援
<ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護（ホームヘルプ） ●重度訪問介護 ●同行援護 ●行動援護 ●重度障がい者等包括支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活介護 ●自立訓練（機能訓練） ●自立訓練（生活訓練） ●就労移行支援 ●就労継続支援（A型、B型） ●就労定着支援 ●療養介護 ●短期入所（ショートステイ） 	<ul style="list-style-type: none"> ●共同生活援助（グループホーム） ●施設入所支援 ●自立生活援助 ●計画相談支援 ●地域移行支援 ●地域定着支援

種類		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
訪問系サービス	居宅介護	時間/月	503.8	517.8	531.8
	重度訪問介護	時間/月	270.0	270.0	270.0
	同行援護	時間/月	91.7	110.0	128.3
	行動援護	時間/月	455.4	480.7	506.0
	重度障がい者等包括支援	時間/月	0.0	0.0	0.0
日中活動系サービス	生活介護	人日分/月	1,520	1,558	1,596
	自立訓練（機能訓練）	人日分/月	44	44	44
	自立訓練（生活訓練）	人日分/月	66	88	110
	就労移行支援	人日分/月	220	242	264
	就労継続支援（A型）	人日分/月	528	550	572
	就労継続支援（B型）	人日分/月	1,056	1,078	1,100
	就労定着支援	人日分/月	1	1	1
	療養介護	人/月	4	4	4
	短期入所（福祉型）	人日分/月	100	100	100
	短期入所（医療型）	人日分/月	7	7	7
相談支援 居住系サービス及び	共同生活援助（グループホーム）	人/月	25	27	29
	施設入所支援	人/月	29	29	28
	自立生活援助	人/月	1	1	1
	計画相談支援	人/月	25	27	30
	地域移行支援	人/月	1	1	1
	地域定着支援	人/月	1	1	1

※「人日分/月」＝月間平均の実利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

「時間/月」＝月間平均の延べ利用時間

「人/月」＝月間平均の実利用人数

⑥地域生活支援事業

必須事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 障がい者相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業

任意事業

- 訪問入浴サービス事業
- 日中一時支援事業
- 福祉ホーム事業
- 社会参加促進事業



【必須事業】

種類		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
障がい者相談支援事業	委託箇所	6	6	6
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件/年	15	15
	要約筆記者派遣事業	件/年	3	3
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	1	1
	自立生活支援用具	件/年	5	5
	在宅療養等支援用具	件/年	5	5
	情報・意思疎通支援用具	件/年	5	5
	排泄管理支援用具	件/年	1,020	1,020
	住宅改修費	件/年	2	2
手話奉仕員養成研修事業	人/年	15(基礎)	15(入門)	15(基礎)
移動支援事業	時間/月	718	732	747
地域活動支援センター事業	I型(市内)	人/月	20	20
	I型(市外)	人/月	10	10
	II型(市外)	人/月	3	4

【任意事業】

種類		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	人/月	3	3	3
日中一時支援事業	人/月	18	20	22
福祉ホーム事業	人/月	3	3	3
社会参加促進事業	回/年	2	2	2

第 1 期障がい児福祉計画

①障がい児支援の提供体制の整備等【新規】

【国の指針】	【本市の目標】
<p>児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置 ※圏域での設置可</p>	<p>現在、圏域内に 1 箇所設置しており、施設の拡充も検討されています。障がいのある子どもが児童発達支援センターにつながるよう、相談支援及びニーズの把握に努めます。</p>
<p>すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築</p>	<p>現在、保育所等訪問支援を受けられる事業所が 1 箇所あり、保育・教育機関との連携により、保育所等訪問支援等の提供体制の強化に努め、必要な支援が提供されるよう取り組みます。</p>
<p>主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置 ※圏域での確保可</p>	<p>重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は、圏域内に 1 箇所確保されています。重症心身障がい児の利用ニーズがあった場合にいち早く対応できるよう、市内での体制の整備を検討します。</p>
<p>保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置 ※圏域での設置可</p>	<p>こども・若者サポートセンターや中和地区 3 市 1 町障がい者自立支援協議会において、行政と関係機関と連携を図り協議を行っており、協議の場の確立に取り組みます。</p>

②障がい児支援事業

種類		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人日分/月	480	550	620
放課後等デイサービス	人日分/月	857	967	1,087
保育所等訪問支援	人日分/月	2	3	4
医療型児童発達支援	人日分/月	48	48	48
障がい児相談支援事業	人/月	28	34	40
居宅訪問型児童発達支援【新規】	件/月	1	1	1

計画の推進

1 市民参画の推進

本市の障がいのある人が障がい福祉サービスを円滑に利用できるよう、行政だけでなく、社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、ボランティア団体等による支援や協力が大変重要となります。そのため、当事者のニーズに合ったサービスの提供を行うため、障がい者のためのボランティア団体の育成に努めるとともに、当事者団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協働体制を築いていきます。

2 相談支援体制の強化

地域における相談支援ネットワークの核である自立支援協議会により、障がい福祉サービス提供事業所をはじめ、行政機関、各種専門機関、当事者、家族、団体等、多様な社会資源のネットワーク化を図ります。それぞれの専門的な立場から障がい者の生活全般をサポートできる体制づくりを構築するとともに、障がい者への差別解消、虐待の防止や早期発見にも努めます。

3 実施状況の把握・点検

本市においては、葛城市障がい福祉計画策定委員会の委員任期を3年としていますが、策定後も定期的にフォローアップ委員会を開催し、各種サービスの提供状況の把握・点検を行うとともに、関係行政機関相互の連絡調整を要する事項について審議するなど、計画の着実な推進を図ります。また、中和地区3市1町障がい者自立支援協議会においても、各障がい福祉サービスの基盤整備の状況について適宜検証し、サービスの質の向上に努めます。

4 障がい福祉サービスの周知・啓発

障がいのある人が支援を必要とするときに、円滑にサービスの利用につなげられるよう、行政や関係事業所で連携し、あらゆる機会を活用して障がい福祉サービスの種類や利用の流れ等を周知します。特に、難病患者へは一層の周知に努めます。また、困ったときにすぐに相談できるよう、相談の場の周知に努めるとともに、相談に対応する職員の質の強化を図ります。

葛城市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画

【概要版】

発行年月 平成30年3月

発行者 葛城市 保健福祉部 社会福祉課

【當麻庁舎】

〒639-2197 奈良県葛城市長尾 85 番地
TEL：0745-48-2811（代）
FAX：0745-48-3200

【新庄庁舎】

〒639-2195 奈良県葛城市柿本 166 番地
TEL：0745-69-3001（代）
FAX：0745-69-6456